

序

本年は、1885年の専売特許条例の公布以来、125周年を迎える節目の年です。19世紀後半、列強に大きな後れを取り、近代工業化が急務の課題であった我が国にとって、産業財産権制度を整備したことは、近代国家への発展に向けた大きな一歩となりました。その後、我が国は戦後の復興と高度経済成長を通じて、奇跡と呼ばれるほどの産業発展を実現し、今日では世界有数の技術先進国となりました。この125年の間、特許・実用新案・意匠・商標の産業財産権制度が経済産業の発展と国民生活の向上に多大なる貢献をしてきたことは、周知のとおりです。

本書は、産業財産権制度125周年という節目を機に、110周年以後の、ここ15年の産業財産権制度の動向を記録にとどめ、産業財産権行政の未来への道標とすべく編さんされたものです。

この15年の産業財産権をめぐる情勢の変化は、国際的にも歴史的にも類のない大きなものでした。産業財産権の重要性は急激に高まり、1995年に100万件程度であった全世界の特許出願件数は、2007年には185万件に達しています。一方、技術の高度化・細分化が進んだ結果、特にハイブリッド自動車のような先端技術を数多く用いた製品には、数百、数千の特許が使われていると言われていています。このような産業財産権の量・質双方の劇的な変化は、経済のグローバル化の進展と情報通信技術の発展といった、時代の変遷に起因するものです。特許庁は、これに対応するための措置を多方面にわたって講じてきました。

まず、権利の「早い保護」、「強い保護」を実現すべく、迅速・的確な権利付与を行うための審査体制を整えました。近年の国内外における産業競争の激化と、それに伴う製品・サービスのライフサイクルの短期化を踏まえ、2001年には審査請求期間を従来の7年から3年に短縮しました。また、2004年の、いわゆる特許審査迅速化法の成立を受け、任期付審査官の採用、審査における先行技術文献調査の外注の更なる拡大、検索システムの改良等の諸施策を実施し、審査順番待ち期間を2013年に11か月に短縮するという知的財産推進計画における目標に向け、着実に前進を図っています。

さらに、プロパテント政策を強力に推し進め、権利の「強い保護」、「広い保護」に向けた産業財産権制度の整備を行ってきました。1998年及び1999年の法改正では、権利侵害に対する救済措置を拡充し、2002年には、特許法における「物」に「プログラム等」の情報財が保護対象となることを明確化するなど、保護の強化を図ってきました。

商標制度についても、1997年の商標法条約への加入及び1999年のマドリッド協定議定書への加入による制度調和と国際登録出願制度の整備、2005年の地域団体商標制度の創設などの制度改正を行ってきました。また、意匠制度についても、1998年の部分意匠の保護や関連意匠制度の創設、2006年の存続期間の延長や画面デザインの保護拡充等の制度改正を行い、これらの分野でも保護の強化を図りました。

国際的な動きを見ると、この15年の始まりに当たる1995年1月1日には、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）」が発効しました。TRIPS協定は、工業所有権の国際的保護を目的としたパリ条約をベースに、より高いレベルでの保護や権利行使を目指したものであり、その発効によって、知的財産権が地球規模で保護される新時代の幕が開けました。また、我が国特許庁は各国制度の実務・運用面での調和を進めるべく、日米欧の三極特許庁会合や、日米欧中韓の五大特許庁会合等の場を通じて、審査実務や情報システムなどの分野における協力を主導してきました。2006年には、各国特許庁の審査情報を相互に利用する特許審査ハイウェイを世界で初めて米国と開始するなど、我が国の取組が着実に実を結びつつあります。

発展途上国との関係では、我が国はアジア諸国を中心に、精力的に人材育成、審査実務及び情報化といった分野での支援を行ってきました。産業財産権制度の整備は、発展途上国の持続可能な発展にとって不可欠であり、産業財産権を通じて発展を成し遂げた我が国が果たすべき役割は、ますます高まりをみせています。

今日、イノベーションは、実に多様な過程から創造されるようになりました。特許庁は、今後とも広く国民の御理解と御支持を賜りつつ、イノベーションの促進に最も適した産業財産権制度を構築してまいりたいと存じます。

平成22年10月

特 許 庁 長 官

岩井良行